

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

弘 前 市
大 鰯 町

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と大鰐町（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号イに次のように加える。

(イ) 成年後見制度の広域対応

a 取組の内容

圏域における成年後見制度を含めた権利擁護の支援に関する業務を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域の権利擁護の支援に関する業務を行うため、弘前圏域権利擁護支援センターを拠点に、権利擁護に関する取組を中心的に行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して権利擁護に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

第3条第2号イに次のように加える。

(イ) 移住・定住の促進

a 取組の内容

圏域への移住・定住を促進するため、圏域の魅力や生活に関する情報の提供・発信に取り組むとともに、移住・定住促進に向けた環境整備を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域への移住・定住を促進するための取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して圏域への移住・定住を促進するための取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

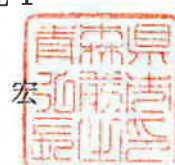
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月2日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 櫻田



乙 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町

町長 山田 年伸

